

郵便による戸籍証明等の請求方法について

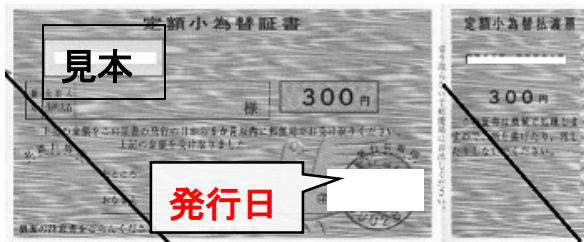
《 磐田市への請求用 》

下記の①, ②, ③, ④, ⑤を同封し、日数に余裕を持って申請してください。

①郵便による戸籍謄抄本等請求書 請求書に必要事項を記入してください。

②定額小為替 手数料は(株)ゆうちょ銀行で販売している定額小為替を不足が生じないように多めに同封してください。余った分はお返しします。

換金の都合上、発行日から5か月を超えないものをお願いします。



戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本）・・・1通につき¥450
除籍謄本・抄本・・・1通につき¥750
身分証明書・・・1通につき¥300
戸籍附票・・・1通につき¥300
(磐田市の場合)

③本人確認（住所確認）資料のコピー

本人確認および返送先確認のため、申請者の住所（住民票上の住所）が記載されている運転免許証や保険証等の写しを同封してください。運転免許証の住所変更がお済でない場合は、運転免許証の写しと住民票を同封してください。資料で確認できない住所には、返送できません。

(注：パスポートは住所確認ができないため、郵便請求に限り、本人確認資料にはなりません。)

④返信用の封筒・切手

返送先の郵便番号・住所・氏名を記入の上、切手を貼ってください。なお、送付先の住所が③で確認した申請者の住所になります。それ以外には送付できません。（お急ぎの場合は速達料金分の切手も併せて貼ってください。また、返信用封筒をより確実に受取る方法として、書留等もあります。）

⑤その他（疎明資料など）

例えば、被相続人の出生から死亡までの戸籍を請求する場合、被相続人と請求者との関係を明らかにする資料（戸籍謄本、除籍謄本など。写しでも可）を同封してください。

その他、請求内容によっては添付資料が必要になる場合がありますので、事前にご確認ください。

